

政令第 号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の一部の施行に伴い、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十八條第十三号及び第四十一条第八号、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第一条 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項を次のように改める。

2 法第四十一条第八号の政令で定める計画は、次に掲げるとおりとする。

一 漁港漁場整備法第十七条第一項に規定する特定漁港漁場整備事業計画

二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第三条第一項に規定する奄美群島振興開発計画

三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島振興開発計画

（小笠原諸島振興開発特別措置法施行令の一部改正）

第二条 小笠原諸島振興開発特別措置法施行令（昭和四十五年政令第十三号）の一部を次のように改正する。
第二条中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第三条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の表平成十六年三月三十一日の項を削り、同表平成十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十一年三月三十一

奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十

日	九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
---	--

(財務省組織令の一部改正)

第四条 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項及び第四条中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

(農林水産省組織令の一部改正)

第五条 農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の表平成十六年三月三十一日の項を削り、同表平成十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十一年三月三十一日	奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条の奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
--------------	---

(国土交通省組織令の一部改正)

第六条 国土交通省組織令（平成十二年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表平成十六年三月三十一日の項を削り、同表平成十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>平成二十一年三月三十一日</p>	<p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p>
	<p>奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。</p> <p>小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。</p>

「」の総合的な振興及び開発に関すること。

附則第七条第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

附則第十二条を次のように改める。

（都市・地域整備局特別地域振興課の所掌事務の特例）

第十二条 都市・地域整備局特別地域振興課は、第九十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上覧に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
平成十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

平成二十一年三月三十一日

奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。

小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関すること。

第七条 国土交通省組織令の一部を次のように改正する。

附則第三条の表平成二十一年三月三十一日の項中「奄美群島振興開発特別措置法第二条第一項」を「奄

美群島振興開発特別措置法第三条第一項」に改める。

附則第十二条の表平成二十一年三月三十一日の項を次のように改める。

奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。

平成二十一年三月三十一日

<p>独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発基金分科会の庶務に関すること。</p>	<p>小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関すること。</p>
---	--------------------------------

(国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第八条 国土交通省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

(分科会の特例)

第二条 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発基金分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人奄美群島振興開発基金に係るものを処理することとし、同分科会の庶務は、国土交通省都市・地域整備局特別地域振興課において処理する。この場合において、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは、「前項の表の上

欄に掲げる分科会及び奄美群島振興開発基金分科会」とする。

附 則

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

理由

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、防災基本計画等と整合すべき都道府県の計画に奄美群島振興開発計画等を加える等関係政令について所要の規定の整備を行う必要があるからである。